

議案第 号

宝塚市営霊園条例等の一部を改正する条例の制定について

宝塚市営霊園条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年(2023年) 月 日提出

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市条例第 号

宝塚市営霊園条例等の一部を改正する条例

(宝塚市営霊園条例の一部改正)

第1条 宝塚市営霊園条例(平成29年条例第46号)の一部を次のように改正する。

目次中

「第4章 合葬式墓所の使用(第33条―第42条)

第5章 雑則(第43条―第46条)

第6章 罰則(第47条) 」を

「第4章 合葬式墓所の使用(第33条―第41条)

第5章 樹木葬式墓所の使用(第42条―第52条)

第6章 雑則(第53条―第56条)

第7章 罰則(第57条) 」に改める。

第2条第4号中「第958条の3」を「第958条の2第1項」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 樹木葬式墓所 樹木等を主な墓標とし、その樹木等の周囲に焼骨を埋蔵する墓所をいう。

第4条第1項第2号中「及び合葬式墓所」を「、合葬式墓所及び樹木葬式墓所」に改める。

第6条中「、本市に住所を有する自然人で」及び「の要件」を削り、「ものでなければならぬ」を「自然人(規則で定める場合にあっては、市内に住所を有する者に限る。)とする」に改め、同条ただし書を削る。

第9条の見出し中「返還」を「還付」に改め、同条中「返還しない」を「還付しない」に改め、同条ただし書中「返還することができる」を「還付することができる」に改める。

第13条第2項中「前項本文」を「前項」に改める。

第23条（見出しを含む。）中「返還」を「還付」に改める。

第34条中「に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件」を「のいずれか」に改め、同条各号を次のように改める。

(1) 合葬式墓所に埋蔵しようとする焼骨を所持している者

(2) 自己又は親族の生前において、これらの者の焼骨を埋蔵するために合葬式墓所を使用する権利（以下「合葬式墓所使用权」という。）を取得しようとする者

第35条第3項を削り、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、合葬式墓所の使用許可をするに当たり、霊園の管理上必要な条件を付すことができる。

第36条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 合葬式墓所の使用許可に係る焼骨の埋蔵は、市がこれを行う。

第37条第2項ただし書を次のように改める。

ただし、合葬式墓所使用者が合葬式墓所の使用許可を受けた日から起算して5年以内に第39条の規定による届出をした場合、合葬式墓所の使用料の5割に相当する額を還付することができる。

第37条第2項各号を削る。

第38条1項中「合葬式墓所使用者」の次に「及びその者の遺族その他の関係者」を加え、同条第2項中「者」の次に「（以下この条において「合葬式墓所記名板刻字申請者」という。）」を加え、同条第3項中「記名板に刻字しようとする合葬式墓所使用者」を「合葬式墓所記名板刻字申請者」に改める。

第39条を削り、第40条を第39条とし、第41条を第40条とし、第42条を第41条とする。

第47条を第57条とする。

第6章を第7章とする。

第46条を第56条とする。

第45条中「及び特別墓所」を「、特別墓所及び樹木葬式墓所（共同埋蔵型墳墓を除く。）」に改め、同条を第55条とし、第44条を第54条とする。

第43条第1項中「及び合葬式墓所使用者」を「、合葬式墓所使用者及び樹木葬式墓所使用者」に、「又は合葬式墓所使用許可証」を「、合葬式墓所使用許可証又は樹木葬式墓所使用許可証」に改め、同条第2項を削り、同条を第53条とする。

第5章を第6章とする。

第4章の次に次の1章を加える。

第5章 樹木葬式墓所の使用

(樹木葬式墓所の施設)

第42条 樹木葬式墓所に、次の各号に掲げる墳墓及び記名板を置く。

- (1) 共同埋蔵型墳墓
- (2) 大型シンボルツリー型墳墓
- (3) 小型シンボルツリー型墳墓
- (4) ガーデニング型墳墓

(樹木葬式墓所使用者の範囲)

第43条 樹木葬式墓所を使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する自然人とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 樹木葬式墓所に埋蔵しようとする焼骨を所持している者
- (2) 自己又は親族の生前において、これらの者の焼骨を埋蔵するために樹木葬式墓所を使用する権利（以下「樹木葬式墓所使用权」という。）を取得しようとする者

(樹木葬式墓所の使用許可等)

第44条 樹木葬式墓所を使用しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、その許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定による樹木葬式墓所の使用許可（以下「樹木葬式墓所使用許可」という。）は、その使用場所を指定して行い、原則として申請者1人につき1箇所とする。
- 3 市長は、樹木葬式墓所使用許可をするに当たり、霊園の管理上必要な条件を付すことができる。
- 4 市長は、樹木葬式墓所使用許可を受けた者（以下「樹木葬式墓所使用者」という。）に、宝塚市営霊園樹木葬式墓所使用許可証（以下「樹木葬式墓所使用許可証」という。）を交付する。

5 小型シンボルツリー型墳墓及びガーデニング型墳墓の使用許可の期間は、20年とする。

6 小型シンボルツリー型墳墓又はガーデニング型墳墓の使用許可を受けた場合において、前項に定める使用期間の経過後は、当該樹木葬式墓所使用許可を共同埋蔵型墳墓の使用許可とする。

(樹木葬式墓所への埋蔵)

第45条 樹木葬式墓所には、樹木葬式墓所使用許可に係る焼骨に限り、埋蔵することができる。

2 共同埋蔵型墳墓の使用許可に係る焼骨の埋蔵及び次項の規定による改葬は、市がこれを行う。

3 小型シンボルツリー型墳墓及びガーデニング型墳墓に焼骨を埋蔵する場合において、前条第5項に定める使用期間の経過後は、当該焼骨を共同埋蔵型墳墓に改葬するものとする。

4 前項の場合において、共同埋蔵型墳墓への改葬に要する費用は、市が負担する。

5 前各項に規定するもののほか、樹木葬式墓所への焼骨の埋蔵に関し必要な事項は、規則で定める。

(樹木葬式墓所使用料)

第46条 樹木葬式墓所使用者は、別表第4に掲げる額に消費税率及び地方消費税率の合計に1を加えた率を乗じて得た額(以下「樹木葬式墓所使用料」という。)を使用許可の際納付しなければならない。ただし、第44条第6項の規定により共同埋蔵型墳墓の使用許可を受けた場合については、この限りでない。

2 既納の樹木葬式墓所使用料は、還付しない。ただし、樹木葬式墓所使用者が樹木葬式墓所の使用許可を受けた日から起算して5年以内に第50条の規定による届出をした場合は、樹木葬式墓所使用料の5割に相当する額を還付することができる。

(樹木葬式墓所における石板の造営)

第47条 樹木葬式墓所使用者(共同埋蔵型墳墓の使用許可を受けた者(以下「共同埋蔵型墳墓使用者」という。))を除く。次項、第49条及び第52条において同じ。)は、規則で定める基準に従い樹木葬式墓所に家名等を刻字した石板(以下「石板」という。)の造営を行うことができる。

2 樹木葬式墓所使用者は、前項の規定により石板の造営を行おうとするときは、あ

らかじめ市長の承認を受けなければならない。

(記名板への刻字等)

第48条 共同埋蔵型墳墓使用者及びその者の遺族その他の関係者は、規則で定めるところにより、記名板に氏名その他の事項を刻字することができる。

2 前項の規定により記名板に刻字しようとする者(以下この条において「樹木葬式墓所記名板刻字申請者」という。)は、規則で定めるところにより、市長に申請し、その許可を受けなければならない。

3 樹木葬式墓所記名板刻字申請者は、規則で定める額に消費税率及び地方消費税率の合計に1を加えた率を乗じて得た額(以下「記名板使用料」という。)を規則で定める期限までに納付しなければならない。

4 既納の記名板使用料は、還付しない。

(樹木葬式墓所の返還)

第49条 樹木葬式墓所使用者は、樹木葬式墓所を使用する必要がなくなったときは、市長に届け出て、直ちに当該樹木葬式墓所を市に返還しなければならない。

2 前項の規定により返還された樹木葬式墓所の原状回復は、市がこれを行う。

(樹木葬式墓所の使用の取りやめ)

第50条 樹木葬式墓所使用者は、樹木葬式墓所に焼骨が埋蔵されていない場合(大型シンボルツリー型墳墓、小型シンボルツリー型墳墓及びガーデニング型墳墓の使用許可を受けた者にあつては、石板の造営を行っていない場合に限る。)において、樹木葬式墓所を使用する必要がなくなったときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(樹木葬式墓所の使用の取消し)

第51条 市長は、樹木葬式墓所使用者(共同埋蔵型墳墓使用者にあつては、当該墳墓に焼骨を埋蔵していない者に限る。)が次の各号のいずれかに該当するときは、樹木葬式墓所使用許可を取り消すことができる。

(1) 墓地、埋葬等に関する法律その他の関係法令又はこの条例の規定に違反したとき。

(2) 樹木葬式墓所使用権を第三者に譲渡し、又は転貸したとき。

(3) 樹木葬式墓所使用権を第三者に譲渡する目的をもって許可を受けたと認められるとき。

(4) 偽りその他不正な行為により使用許可を受けたとき。

(焼骨の返還)

第52条 市長は、樹木葬式墓所使用者から埋蔵した焼骨の返還請求があった場合は、当該焼骨を当該樹木葬式墓所使用者に返還する。

2 前項の場合において、樹木葬式墓所使用者は、焼骨の返還後直ちに第49条の規定に基づき当該樹木葬式墓所を市に返還しなければならない。

3 共同埋蔵型墳墓に埋蔵された焼骨は、返還しない。

附則第5項を削る。

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4（第46条関係）

区分	金額
共同埋蔵型墳墓	200,000円
大型シンボルツリー型墳墓	800,000円
小型シンボルツリー型墳墓	500,000円
ガーデニング型墳墓	700,000円

(宝塚市営霊園条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 宝塚市営霊園条例の一部を改正する条例（平成29年条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「宝塚市営霊園条例」を「第8条」に改め、「使用料及び」及び「永代使用料及び」を削り、附則に次の1項を加える。

3 改正後の第10条の2の規定は、平成29年9月1日前に霊園の使用許可の申請をした者（令和6年1月1日以後に使用場所を返還したものに限る。）及び平成29年9月1日以後に霊園の使用許可の申請をした者に係る永代使用料及び永代管理料又は使用料及び管理料の還付について適用し、同日前に霊園の使用許可の申請をした者（令和6年1月1日以後に使用場所を返還したものを除く。）に係る永代使用料及び永代管理料の還付については、なお従前の例による。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条中附則第5項を削る改正規定及び第2条の規定は、令和6年1月1日から施行する。

議案第 号

宝塚市営霊園条例等の一部を改正する条例の制定について
 宝塚市営霊園条例(平成29年条例第46号)新旧対照表(第1条による改正関係)

現行	改正案
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第4条)</p> <p>第2章 普通墓所の使用(第5条—第18条)</p> <p>第3章 特別墓所の使用(第19条—第32条)</p> <p>第4章 <u>合葬式墓所の使用(第33条—第42条)</u></p> <p>第5章 <u>雑則(第43条—第46条)</u></p> <p>第6章 <u>罰則(第47条)</u></p> <p>附則 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>祭祀承継者 祭祀を主宰する者に係る相続人、親族(民法第725条に規定する親族をいう。以下同じ。)、同法第958条の3</u> <u>に規定する特別縁故者又は同法第897条の規定による承継者をいう。</u></p> <p>(墓所及び施設)</p> <p>第4条 霊園には次の各号に掲げる霊園の区分に応じ、当該各号に定める墓所を置く。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 宝塚市立宝塚すみれ墓苑 普通墓所、<u>特別墓所及び合葬式墓所</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(普通墓所の使用者の範囲)</p> <p>第6条 普通墓所を使用することができる者は、<u>本市に住所を有する自然人で、次の各号のいずれかの要件に該当するものでなければならぬ</u> <u>。</u>ただし、規則で定める場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(普通墓所使用料等の<u>返還</u>)</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第4条)</p> <p>第2章 普通墓所の使用(第5条—第18条)</p> <p>第3章 特別墓所の使用(第19条—第32条)</p> <p>第4章 <u>合葬式墓所の使用(第33条—第41条)</u></p> <p>第5章 <u>樹木葬式墓所の使用(第42条—第52条)</u></p> <p>第6章 <u>雑則(第53条—第56条)</u></p> <p>第7章 <u>罰則(第57条)</u></p> <p>附則 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>樹木葬式墓所 樹木等を主な墓標とし、その樹木等の周囲に焼骨を埋蔵する墓所をいう。</u></p> <p>(5) <u>祭祀承継者 祭祀を主宰する者に係る相続人、親族(民法第725条に規定する親族をいう。以下同じ。)、同法第958条の2第1項に規定する特別縁故者又は同法第897条の規定による承継者をいう。</u></p> <p>(墓所及び施設)</p> <p>第4条 霊園には次の各号に掲げる霊園の区分に応じ、当該各号に定める墓所を置く。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 宝塚市立宝塚すみれ墓苑 普通墓所、<u>特別墓所、合葬式墓所及び樹木葬式墓所</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(普通墓所の使用者の範囲)</p> <p>第6条 普通墓所を使用することができる者は、<u>に該当する自然人(規則で定める場合にあっては、市内に住所を有する者に限る。)</u>とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(普通墓所使用料等の<u>還付</u>)</p>

2 (略)

3 市長は、合葬式墓所の管理運営上必要があると認めるときは、第1項の許可に際し、条件を付することができる。

(合葬式墓所への埋蔵)

第36条 (略)

2・3 (略)

4 前3項に規定するもののほか、合葬式墓所への焼骨の埋蔵に関し必要な事項は、規則で定める。

5 (略)

(合葬式墓所使用料)

第37条 (略)

2 既納の合葬式墓所使用料は、還付しない。ただし、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める額を還付することができる。

(1) 合葬式墓所使用者が合葬式墓所の使用許可を受けた日から起算して5年以内に第40条の規定による届出をした場合 合葬式墓所使用料の5割に相当する額

(2) 前号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認める場合 合葬式墓所使用料の全部又は一部

(記名板への刻字等)

第38条 合葬式墓所使用者 _____ は、規則で定めるところにより、記名板に氏名その他の事項を刻字することができる。

2 前項の規定により記名板に刻字しようとする者 _____ は、規則で定めるところにより、市長に申請し、その許可を受けなければならない。

3 記名板に刻字しようとする合葬式墓所使用者は、規則で定める額に消費税率及び地方消費税率の合計に1を加えた率を乗じて得た額(以下「記名板使用料」という。)を規則で定める期限までに納付しなければならない。

4 (略)

できる。

3 (略)

(合葬式墓所への埋蔵)

第36条 (略)

2・3 (略)

4 合葬式墓所の使用許可に係る焼骨の埋蔵は、市がこれを行う。

5 前各項に規定するもののほか、合葬式墓所への焼骨の埋蔵に関し必要な事項は、規則で定める。

6 (略)

(合葬式墓所使用料)

第37条 (略)

2 既納の合葬式墓所使用料は、還付しない。ただし、合葬式墓所使用者が合葬式墓所の使用許可を受けた日から起算して5年以内に第39条の規定による届出をした場合、合葬式墓所の使用料の5割に相当する額を還付することができる。

(記名板への刻字等)

第38条 合葬式墓所使用者及びその者の遺族その他の関係者は、規則で定めるところにより、記名板に氏名その他の事項を刻字することができる。

2 前項の規定により記名板に刻字しようとする者(以下この条において「合葬式墓所記名板刻字申請者」という。)は、規則で定めるところにより、市長に申請し、その許可を受けなければならない。

3 合葬式墓所記名板刻字申請者 _____ は、規則で定める額に消費税率及び地方消費税率の合計に1を加えた率を乗じて得た額(以下「記名板使用料」という。)を規則で定める期限までに納付しなければならない。

4 (略)

(合葬式墓所使用权の承継)

第39条 合葬式墓所に焼骨が埋蔵されていない場合において、合葬式墓所使用者の死亡その他の理由により合葬式墓所使用权を承継しようとする祭祀承継者は、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により承認を受けようとする者は、規則で定めるところにより、その事由発生後速やかに市長に申請しなければならない。

(合葬式墓所の使用の取りやめ)

第40条 (略)

(合葬式墓所の使用許可の取消し)

第41条 (略)

(焼骨の返還)

第42条 (略)

(合葬式墓所の使用の取りやめ)

第39条 (略)

(合葬式墓所の使用許可の取消し)

第40条 (略)

(焼骨の返還)

第41条 (略)

第5章 樹木葬式墓所の使用

(樹木葬式墓所の施設)

第42条 樹木葬式墓所に、次の各号に掲げる墳墓及び記名板を置く。

- (1) 共同埋蔵型墳墓
- (2) 大型シンボルツリー型墳墓
- (3) 小型シンボルツリー型墳墓
- (4) ガーデニング型墳墓

(樹木葬式墓所使用者の範囲)

第43条 樹木葬式墓所を使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する自然人とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 樹木葬式墓所に埋蔵しようとする焼骨を所持している者
- (2) 自己又は親族の生前において、これらの者の焼骨を埋蔵するために樹木葬式墓所を使用する権利(以下「樹木葬式墓所使用权」という。)を取得しようとする者

(樹木葬式墓所の使用許可等)

第44条 樹木葬式墓所を使用しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、その許可を受けなければならない。

2 前項の規定による樹木葬式墓所の使用許可(以下「樹木葬式墓所使用許可」という。)は、その使用場所を指定して行い、原則として申請者1人につき1箇所とする。

3 市長は、樹木葬式墓所使用許可をするに当たり、霊園の管理上必要な条件を付することができる。

4 市長は、樹木葬式墓所使用許可を受けた者(以下「樹木葬式墓所使用者」という。)に、宝塚市営霊園樹木葬式墓所使用許可証(以下「樹木葬式墓所使用許可証」という。)を交付する。

5 小型シンボルツリー型墳墓及びガーデニング型墳墓の使用許可の期間は、20年とする。

6 小型シンボルツリー型墳墓又はガーデニング型墳墓の使用許可を受けた場合において、前項に定める使用期間の経過後は、当該樹木葬式墓所使用許可を共同埋蔵型墳墓の使用許可とする。

(樹木葬式墓所への埋蔵)

第45条 樹木葬式墓所には、樹木葬式墓所使用許可に係る焼骨に限り、埋蔵することができる。

2 共同埋蔵型墳墓の使用許可に係る焼骨の埋蔵及び次項の規定による改葬は、市がこれを行う。

3 小型シンボルツリー型墳墓及びガーデニング型墳墓に焼骨を埋蔵する場合において、前条第5項に定める使用期間の経過後は、当該焼骨を共同埋蔵型墳墓に改葬するものとする。

4 前項の場合において、共同埋蔵型墳墓への改葬に要する費用は、市が負担する。

5 前各項に規定するもののほか、樹木葬式墓所への焼骨の埋蔵に関し必要な事項は、規則で定める。

(樹木葬式墓所使用料)

第46条 樹木葬式墓所使用者は、別表第4に掲げる額に消費税率及び地方消費税率の合計に1を加えた率を乗じて得た額(以下「樹木葬式墓所使用料」という。)を使用許可の際納付しなければならない。ただし、第44条第6項の規定により共同埋蔵型墳墓の使用許可を受けた場合については、この限りでない。

2 既納の樹木葬式墓所使用料は、還付しない。ただし、樹木葬式墓所使用者が樹木葬式墓所の使用許可を受けた日から起算して5年以内に第50条の規定による届出をした場合は、樹木葬式墓所使用料の5割に相当する額を還付することができる。

(樹木葬式墓所における石板の造営)

第47条 樹木葬式墓所使用者(共同埋蔵型墳墓の使用許可を受けた者(以下「共同埋蔵型墳墓使用者」という。))を除く。次項、第49条

及び第52条において同じ。)は、規則で定める基準に従い樹木葬式墓所に家名等を刻字した石板(以下「石板」という。)の造営を行うことができる。

- 2 樹木葬式墓所使用者は、前項の規定により石板の造営を行おうとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(記名板への刻字等)

第48条 共同埋蔵型墳墓使用者及びその者の遺族その他の関係者は、規則で定めるところにより、記名板に氏名その他の事項を刻字することができる。

- 2 前項の規定により記名板に刻字しようとする者(以下この条において「樹木葬式墓所記名板刻字申請者」という。)は、規則で定めるところにより、市長に申請し、その許可を受けなければならない。

- 3 樹木葬式墓所記名板刻字申請者は、規則で定める額に消費税率及び地方消費税率の合計に1を加えた率を乗じて得た額(以下「記名板使用料」という。)を規則で定める期限までに納付しなければならない。

- 4 既納の記名板使用料は、還付しない。

(樹木葬式墓所の返還)

第49条 樹木葬式墓所使用者は、樹木葬式墓所を使用する必要がなくなったときは、市長に届け出て、直ちに当該樹木葬式墓所を市に返還しなければならない。

- 2 前項の規定により返還された樹木葬式墓所の原状回復は、市がこれを行う。

(樹木葬式墓所の使用の取りやめ)

第50条 樹木葬式墓所使用者は、樹木葬式墓所に焼骨が埋蔵されていない場合(大型シンボルツリー型墳墓、小型シンボルツリー型墳墓及びガーデニング型墳墓の使用許可を受けた者にあつては、石板の造営を行っていない場合に限る。)において、樹木葬式墓所を使用する必要がなくなったときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(樹木葬式墓所の使用の取消し)

第51条 市長は、樹木葬式墓所使用者(共同埋蔵型墳墓使用者にあつては、当該墳墓に焼骨を埋蔵していない者に限る。)が次の各号のいずれかに該当するときは、樹木葬式墓所使用許可を取り消すことができる。

- (1) 墓地、埋葬等に関する法律その他の関係法令又はこの条例の規定に違反したと

第5章 雑則

(霊園使用許可証等の書換え)

第43条 普通墓所使用者、特別墓所使用者及び合葬式墓所使用者

は、霊園使用許可証又は合葬式墓所使用許可証 (以下「霊園使用許可証等」という。)に記載された事項に変更が生じたときは、市長に届け出て、霊園使用許可証等の書換えを受けなければならない。

2 第12条の規定により普通墓所使用権を承継する者、第26条の規定により特別墓所使用権を承継する者及び第39条の規定により合葬式墓所使用権を承継する者は、市長に届け出て霊園使用許可証等の書換えを受けなければならない。

(行為の制限)

第44条 (略)

(損害負担)

第45条 市長は、普通墓所及び特別墓所
の使用許可後に生じた墳墓、墓碑、形像類その他の工作物及び建築物に関する損害については、賠償の責めを負わない。

(委任)

第46条 (略)

第6章 罰則

第47条 (略)

き。

(2) 樹木葬式墓所使用権を第三者に譲渡し、又は転貸したとき。

(3) 樹木葬式墓所使用権を第三者に譲渡する目的をもって許可を受けたと認められるとき。

(4) 偽りその他不正な行為により使用許可を受けたとき。

(焼骨の返還)

第52条 市長は、樹木葬式墓所使用者から埋蔵した焼骨の返還請求があつた場合は、当該焼骨を当該樹木葬式墓所使用者に返還する。

2 前項の場合において、樹木葬式墓所使用者は、焼骨の返還後直ちに第49条の規定に基づき当該樹木葬式墓所を市に返還しなければならない。

3 共同埋蔵型墳墓に埋蔵された焼骨は、返還しない。

第6章 雑則

(霊園使用許可証等の書換え)

第53条 普通墓所使用者、特別墓所使用者、合葬式墓所使用者及び樹木葬式墓所使用者は、

霊園使用許可証、合葬式墓所使用許可証又は樹木葬式墓所使用許可証(以下「霊園使用許可証等」という。)に記載された事項に変更が生じたときは、市長に届け出て、霊園使用許可証等の書換えを受けなければならない。

(行為の制限)

第54条 (略)

(損害負担)

第55条 市長は、普通墓所、特別墓所及び樹木葬式墓所(共同埋蔵型墳墓を除く。)の使用許可後に生じた墳墓、墓碑、形像類その他の工作物及び建築物に関する損害については、賠償の責めを負わない。

(委任)

第56条 (略)

第7章 罰則

第57条 (略)

附 則

- 5 宝塚市営霊園条例の一部を改正する条例(平成29年条例第25号)附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされた平成29年9月1日前に宝塚市営西山霊園及び宝塚市営長尾山霊園の使用許可の申請をした者に係る永代使用料及び永代管理料については、なお従前の例による。

附 則

別表第4(第46条関係)

表(略)

宝塚市営霊園条例の一部を改正する条例(平成29年条例第25号)新旧対照表(第2条による改正関係)

現行	改正案
<p style="text-align: center;">附 則 (経過措置)</p> <p>2 改正後の<u>宝塚市営霊園条例</u>の規定は、平成29年9月1日以後に霊園の使用許可の申請をする者に係る<u>使用料及び管理料</u>について適用し、同日前に霊園の使用許可の申請をした者に係る<u>永代使用料及び永代管理料</u>については、なお従前の例による。</p>	<p style="text-align: center;">附 則 (経過措置)</p> <p>2 改正後の<u>第8条</u>の規定は、平成29年9月1日以後に霊園の使用許可の申請をする者に係る<u>管理料</u>について適用し、同日前に霊園の使用許可の申請をした者に係る<u>永代管理料</u>については、なお従前の例による。</p> <p>3 <u>改正後の第10条の2の規定は、平成29年9月1日以前に霊園の使用許可の申請をした者(令和6年1月1日以後に使用場所を返還したものに限る。)</u>及び平成29年9月1日以後に霊園の使用許可の申請をした者に係る<u>永代使用料及び永代管理料又は使用料及び管理料の還付について適用し、同日前に霊園の使用許可の申請をした者(令和6年1月1日以後に使用場所を返還したものを除く。)</u>に係る<u>永代使用料及び永代管理料の還付</u>については、なお従前の例による。</p>

宝塚市営霊園条例等の一部改正について(概要)

環境部 生活環境課

1 改正の理由・経緯

宝塚市営霊園事業計画の見直しに伴い、より市民ニーズに即した柔軟な市営霊園の経営を行うため、宝塚市営霊園条例等の一部を改正するものです。

2 宝塚市営霊園条例の一部改正のポイント

(1) 樹木葬式墓所に係る規定の追加(第42条から第52条まで)

ア 樹木葬式墓所の概要

種別	使用料の金額(税別)	使用期間
共同埋蔵型墳墓	200,000円	永年
大型シンボルツリー型墳墓	800,000円	永年
小型シンボルツリー型墳墓	500,000円	許可日から20年間
ガーデニング型墳墓	700,000円	許可日から20年間

※ 小型シンボルツリー型墳墓及びガーデニング型墳墓に埋蔵した焼骨は、20年の使用期間経過後共同埋蔵型墳墓に改葬する。

イ 使用者の範囲 制限なし(祭祀主催者に係る要件等なし)

(2) 長尾山霊園普通墓所に係る使用者の範囲の緩和(第6条関係)

現在、長尾山霊園普通墓所は市民の使用に限定していますが、ここ数年の貸出数の減少傾向を踏まえて、市外在住者を新たに使用対象者に加えます。

(3) 合葬式墓所に係る使用者の範囲の緩和等(第34条関係)

現在、合葬式墓所については自己の生前申込を行う場合、市内居住要件及び親族を祭祀主催予定者として定める要件などがありますが、使用件数の増加を図るため、今回、合葬式墓所の生前申込条件から居住地、祭祀主催予定者及び年齢に係る規定を廃止します。

3 宝塚市営霊園条例の一部を改正する条例の一部改正のポイント

(1) 長尾山霊園及び西山霊園に係る墓所返還に伴う還付金の見直し(第2条の改正規定)

宝塚市営霊園条例の一部を改正する条例(平成29年条例第25号)の経過措置により、現在、平成29年9月1日以前に霊園の使用許可の申請をした者が普通墓所を返還した場合、既納の使用料の半額を還付していますが、近年長尾山霊園の区画の返還が増加し、当該返還に伴う使用料の還付金の額が霊園の経営上課題となっていることから、

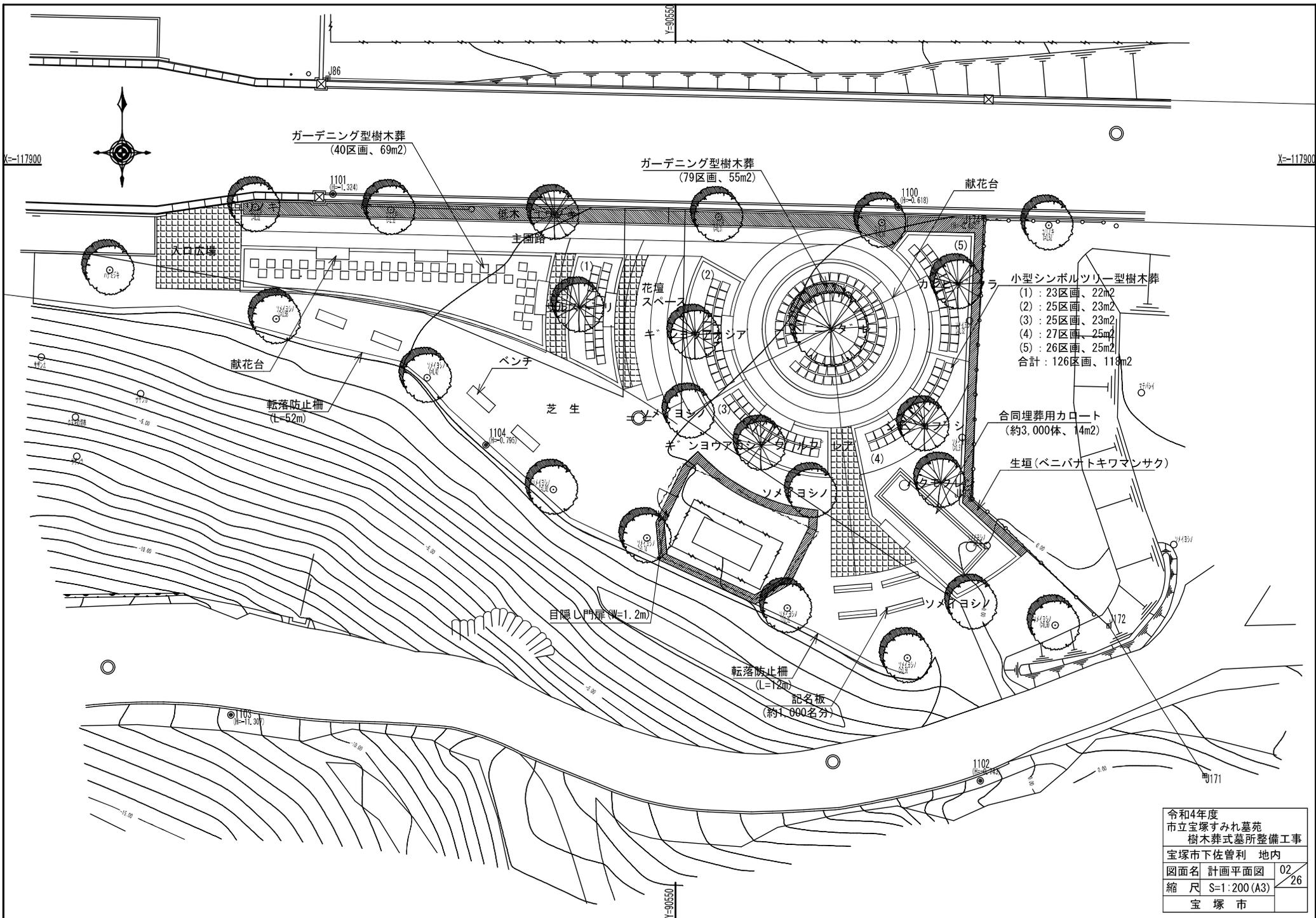
令和6年（2024年）1月1日以降の返還に伴う使用料の還付を廃止します。

- (2) 平成29年9月1日以後に使用許可を受けた長尾山霊園の普通墓所及び宝塚すみれ墓苑の普通墓所の返還に伴う使用料の還付については、使用許可の日から起算して5年以内に未使用の普通墓所を返還した場合に既納の使用料の半額を還付します。

4 施行期日

- (1) 第1条の規定（附則第5項を削る改正規定を除く。） 令和5年4月1日
(2) 第2条の規定（第1条中附則第5項を削る改正規定を含む。） 令和6年1月1日





ガーデニング型樹木葬
(40区画、69m²)

ガーデニング型樹木葬
(79区画、55m²)

献花台

入口広場

主園路

小型シンボルツリー型樹木葬

- (1) : 23区画、22m²
- (2) : 25区画、23m²
- (3) : 25区画、23m²
- (4) : 27区画、25m²
- (5) : 26区画、25m²
- 合計 : 126区画、118m²

献花台

転落防止柵
(L=5.2m)

ベンチ

芝生

合同埋葬用カロート
(約3,000体、14m²)

生垣(ペニバナトキワマンサク)

目隠し門扉(L=1.2m)

転落防止柵
(L=1.2m)

記名板
(約1,000名分)

令和4年度 市立宝塚すみれ墓苑 樹木葬式墓所整備工事		
宝塚市下佐曾利 地内		
図面名	計画平面図	02
縮尺	S=1:200 (A3)	26
宝塚市		